トカラ列島近海を震源とする地震により避難されている方・被害を受けた方へ

令和７年６月からのトカラ列島近海を震源とする地震による避難や被害により，県税の納付等ができない場合，その期限を延長する制度があります。

期限の延長

災害等により県税（全ての税目）の申告，申請，納付，納入等が期限までにできない方については，申請によりこれらの期限を延長することができます。

延長の期間	災害等がやんだ日から２月以内
申請に必要な書類	災害等による期限延長申請書（別紙）

※ その他の制度については，裏面をご覧ください

お気軽にご相談ください

鹿児島地域振興局　課税課
〒892-8520
鹿児島市小川町3－56

個人事業税
法人県民税
法人事業税
☎ 099-805-7470

不動産取得税　☎ 099-805-7224

鹿児島地域振興局　自動車税課
〒891-0131
鹿児島市谷山港二丁目5－1

自動車税　☎ 099-261-5611

鹿児島県

トカラ列島近海を震源とする地震により避難されている方・被害を受けた方には，期限の延長のほか，以下の制度があります

申請に必要な書類は，鹿児島地域振興局にお問い合わせください

○ 減 免

<table>
<tr><th colspan="2">区 分</th><th>要 件</th><th colspan="3">税額の軽減・免除の割合</th><th>適 用 対 象</th></tr>
<tr><td rowspan="4">個人事業税</td><td rowspan="3">事業用資産</td><td rowspan="3">自己所有の事業用資産が受けた損害金額(保険金等の補塡金額を除く。)が,当該資産の価額の２分の１以上の方で,前年中の事業の所得が1,000万円以下の場合</td><td rowspan="3">事業の所得</td><td>500万円以下</td><td>税額の全部</td><td rowspan="3">災害を受けた年の４月１日の属する年度分の個人事業税の税額のうち，災害を受けた日以後に納期限の到来するもの</td></tr>
<tr><td>750万円以下</td><td>税額の２分の１</td></tr>
<tr><td>750万円超</td><td>税額の４分の１</td></tr>
<tr><td>住宅・家財</td><td>自己，同一生計配偶者，扶養親族が所有する住宅又は家財が受けた損害金額（保険金等の補塡金額を除く。)が甚大で,前年中の合計所得金額が500万円以下の場合</td><td colspan="3">税額の２分の１以内の額</td><td>同 上
※ 甚大とは損害の金額が２分の１以上であるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自動車税種別割</td><td colspan="2" rowspan="3">自己所有の自動車の損害額（保険金等の補塡金額を除く。）が，年税額の４倍以上の場合</td><td colspan="2">年税額の４倍以上</td><td>税額の４分の１</td><td rowspan="3">(1)相当の修繕費を要する自動車
(2)滅失又は使用不能により抹消した自動車
(3)抹消後新たに取得した自動車(代替自動車)</td></tr>
<tr><td colspan="2">年税額の５倍以上</td><td>税額の３分の１</td></tr>
<tr><td colspan="2">年税額の６倍以上</td><td>税額の２分の１</td></tr>
<tr><td rowspan="5">不動産取得税</td><td colspan="2">滅失し，又は損壊した家屋等に代わる家屋等を３年以内に取得した場合</td><td colspan="3">旧不動産の台帳価格に見合う税額分を軽減します。</td><td>当該家屋等の取得に対して課される不動産取得税</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">取得した不動産が，取得の日から納期限までに災害で滅失し，又は損壊した場合</td><td rowspan="4">被害</td><td>80%以上</td><td>全額免除</td><td rowspan="4">同 上</td></tr>
<tr><td>60%以上80%未満</td><td>80%免除</td></tr>
<tr><td>40%以上60%未満</td><td>60%免除</td></tr>
<tr><td>20%以上40%未満</td><td>40%免除</td></tr>
</table>

○徴収猶予

財産が災害を受けたために，県税の納税者又は特別徴収義務者が，その徴収金を一時に納めることができないと認められるときは，徴収を猶予することができます。

猶 予 の 期 間	原則として１年以内（最長２年）
申請に必要な書類	徴収猶予申請書，罹災証明書等

○納税証明書交付手数料の免除

災害で損害を受けた方が，その復旧等に必要な手続きのために，県税の納税証明書を取得する場合，その交付手数料を免除します。

(R7.7)